

第65回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時

場所

岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地
当社本店 7階会議室

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

当社取締役(監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付
株式の付与のための報酬決定の件

本年は株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産の
ご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。





株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第65回定時株主総会を6月26日(金曜日)に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2020年6月4日

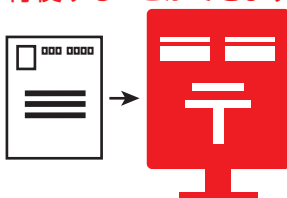
代表取締役社長

株式会社 トーカイ 小野本孝二

議決権行使についてのご案内

書面により議決権を行使いただく場合

書面によって議決権を行使することができます

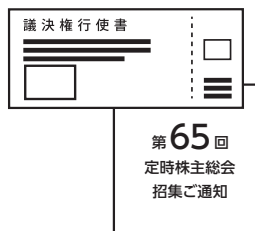


後記「株主総会参考書類」をご検討くださりまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時30分必着

ご来場いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月26日(金曜日)午前10時



第65回定時株主総会招集ご通知

日 時	2020年6月26日(金曜日)午前10時
場 所	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地 当社本店 7階会議室
報 告 事 項	1. 第65期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決 議 事 項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社ウェブサイト <https://www.tokai-corp.com/>

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は、可能な限りお控えいただき、同封の議決権行使書面により事前に議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場においては、開催日現在の状況に応じた感染拡大防止措置を講じさせていただきますので、ご出席の株主の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

インターネット開示情報

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以下の事項につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおり、実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上及び株主価値の最大化を図るべく、事業拡大のための必要な投資資金を確保するために内部留保を手厚くすると同時に、株主様への利益還元につきましては経営上の最重要課題と認識し、業績に応じた安定的な配当を継続すること及び総還元性向20%を目安とし、中間配当を合わせ年2回の配当を実施することを基本方針としております。

当期も、その方針に沿って、経営成績等を勘案し期末配当は、当社普通株式1株につき15円の配当を実施したいと存じます。したがって、中間配当を含めた年間配当は当社普通株式1株につき30円となります。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

[ご参考] 1株当たり配当金／総還元性向の推移

① 配当財産の種類

金銭といたします。

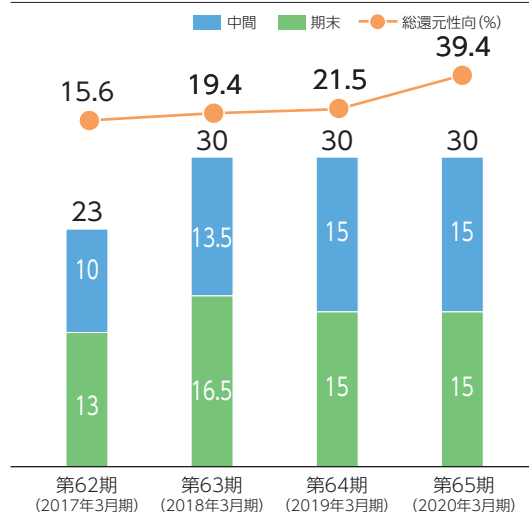
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき15円

配当総額 534,000,915円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日



(注) 1株当たり配当金につきましては、2018年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したことを踏まえ、第62期の期首に当該株式分割が実施されたものと仮定して算定しております。
30頁に記載のとおり、第65期は自己株式の取得を行ったことから総還元性向が上昇いたしました。



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は任期満了となります。つきましては、経営陣の強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされましたが、意見はありませんでした。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	在任年数	第65期に開催の 取締役会出席状況
1	おのぎ こうじ 小野木 孝 二 再 任	代表取締役社長	38年	16回／16回（100%）
2	うす い ただ ひこ 臼 井 忠 彦 再 任	代表取締役専務	13年	16回／16回（100%）
3	しら き もと あき 白 木 元 朗 再 任	専務取締役	8年	16回／16回（100%）
4	あさ い とし あき 浅 井 利 明 再 任	常務取締役	3年	16回／16回（100%）
5	ひろ せ あき よし 広 瀬 章 義 再 任	取締役	6年	16回／16回（100%）
6	まつ の えい こ 松 野 英 子 再 任	取締役	1年	12回／12回（100%）
7	むら き とし みつ 村 木 利 光 新 任	—	—	—

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



再 任

候補者
番 号

1

お の ぎ こう じ
小野木孝二

1955年2月16日生

保有する当社の株式数

1,115,924株

略歴、地位及び担当

1977年3月	当社入社	1994年6月	当社取締役副社長
1981年9月	当社取締役	1995年6月	当社代表取締役副社長
1987年6月	当社常務取締役	1998年6月	当社代表取締役社長（現任）
1991年6月	当社専務取締役		

重要な兼職の状況

株式会社日本情報マート代表取締役社長
株式会社サン・シング東海代表取締役会長
株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長
公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長
一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長
一般社団法人日本病院寝具協会理事長

選任の理由

経営者としての豊富な業務経験及び当社グループの事業全体における幅広い知見に基づき、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営の牽引や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



再任

候補者
番号

2

うす い

白井

ただ ひこ

忠彦

1952年3月8日生

保有する当社の株式数

16,000株

略歴、地位及び担当

2000年9月	株式会社十六銀行取締役名古屋支店長	2011年6月	当社常務取締役L.E.C.事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長
2003年7月	当社入社執行役員L.E.C.事業本部副本部長	2014年6月	当社専務取締役業務統括
2007年4月	当社執行役員L.E.C.事業本部長	2017年4月	当社専務取締役管理統括
2007年6月	当社取締役L.E.C.事業本部長	2018年6月	当社代表取締役専務管理統括（現任）
2010年8月	当社取締役L.E.C.事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長		

選任の理由

金融機関及び当社における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社グループのガバナンス強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



再任

候補者
番号

3

しら き

白木

もと あき

元朗

1959年1月16日生

保有する当社の株式数

15,000株

略歴、地位及び担当

1988年11月	当社入社	2014年6月	当社常務取締役病院関連事業本部長
2001年4月	当社寝具・シルバー事業本部ゼネラルマネジャー	2017年4月	当社専務取締役営業統括
2003年4月	当社執行役員シルバー事業本部長	2019年7月	当社専務取締役営業統括兼事業開発本部長
2007年4月	当社執行役員病院関連事業本部中西部担当本部長	2020年4月	当社専務取締役営業統括（現任）
2012年6月	当社取締役病院関連事業本部長兼同本部中西部担当本部長		

選任の理由

当社のシルバー事業及び病院関連事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの営業強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



再 任

候補者
番 号

4

あさ い とし あき
浅井 利明

1964年 1月24日生

保有する当社の株式数

12,000株

略歴、地位及び担当

1986年 3 月	当社入社	2017年 4 月	当社執行役員病院関連事業本部長
2006年 4 月	当社病院関連事業本部東部営業部 ゼネラルマネジャー	2017年 6 月	当社取締役病院関連事業本部長
2013年 4 月	当社病院関連事業本部副本部長	2019年 6 月	当社常務取締役病院関連事業本部 長（現任）
2013年10月	当社執行役員寝具・リネンサプ ライ事業本部長		

選任の理由

当社の病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの営業強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



再 任

候補者
番 号

5

ひろ せ あき よし
広瀬 章義

1958年 5月27日生

保有する当社の株式数

21,600株

略歴、地位及び担当

1981年 3 月	当社入社	2009年 4 月	当社執行役員リースキン事業本部 長
1997年 4 月	当社 L.E.C.事業本部 S A 事業部 部長	2014年 6 月	当社取締役 L.E.C.事業本部長 （現任）
2005年 4 月	当社執行役員兼株式会社ティ・ア シスト代表取締役社長		

重要な兼職の状況

株式会社サカタ代表取締役社長

選任の理由

当社グループのリースキン事業及び清掃事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの環境サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



再任

候補者
番号

6

まつ の えい こ
松野 英子

1963年4月30日生

保有する当社の株式数

10,000株

略歴、地位及び担当

1996年5月	たんぽぽ薬局株式会社入社	2016年4月	たんぽぽ薬局株式会社取締役薬局事業本部本部長
2006年4月	たんぽぽ薬局株式会社業務部ゼネラルマネジャー	2017年6月	たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長
2009年4月	たんぽぽ薬局株式会社執行役員業務部副本部長	2019年6月	当社取締役調剤事業担当兼たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長(現任)
2011年10月	たんぽぽ薬局株式会社取締役業務部副本部長		

重要な兼職の状況

たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長

選任の理由

当社グループの調剤サービスにおける幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの調剤サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。



新任

候補者
番号

7

むら き とし みつ
村木 利光

1959年1月8日生

保有する当社の株式数

17,820株

略歴、地位及び担当

1981年3月	当社入社	2009年4月	当社シルバー事業本部西部営業部ゼネラルマネジャー
2000年4月	当社リースキン事業本部営業推進二部部長	2012年4月	当社シルバー事業本部副本部長
2004年4月	当社L.E.C.事業本部営業部ゼネラルマネジャー	2014年7月	当社執行役員シルバー事業本部長(現任)
2006年7月	当社病院関連事業本部中西部営業部(給食事業)ゼネラルマネジャー		

重要な兼職の状況

ゆうえる株式会社代表取締役社長

選任の理由

当社リースキン事業、病院関連事業及びシルバー事業における営業戦略及び業務管理等を通じて事業拡大に貢献した実績に基づき、当社グループの健康生活サービスの一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、新任の取締役候補者に選任いたしました。

-
- (注) 1. 小野木孝二氏は、株式会社日本情報マートの代表取締役社長、株式会社サン・シング東海の代表取締役会長を兼務しており、当社と当該各社との間には商品の売買等の取引があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役川添衆氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、各監査等委員である取締役において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



再任

社外

独立

かわぞえ しゅう
川添 衆

1955年7月10日生

保有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び担当

1978年4月	ライオン油脂株式会社（現ライオン株式会社）入社	2013年1月	ライオン株式会社執行役員兼ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長
2004年3月	ライオン株式会社国際事業本部統括部長	2017年1月	ライオン株式会社顧問兼ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長
2008年1月	ライオンハイジーン株式会社取締役管理部長兼企画開発部長	2018年1月	ライオンハイジーン株式会社顧問
2009年1月	ライオンハイジーン株式会社常務取締役営業本部長	2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2010年1月	ライオンハイジーン株式会社代表取締役社長		

選任の理由

ライオン株式会社及びライオンハイジーン株式会社において長く経営の最前線で手腕を発揮されたことから、経営者としての高い見識及び当社事業領域における豊富なご経験を基に、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 川添衆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川添衆氏は、社外取締役候補者であります。

当社は同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。同氏は、2016年12月までライオン株式会社執行役員、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、当社と2社との間に取引があります。取引内容は、当社工場等にて使用する衣類用洗浄剤、衛生用品等の購入等であり、当社売上原価に占める2社の取

引金額の割合は、2020年3月期において0.3%未満と僅少であります。また、2社の売上高に占める取引金額の割合は、2019年12月期においてライオン株式会社は0.1%未満、ライオンハイジーン株式会社は0.5%未満と僅少であります。

3. 川添衆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 川添衆氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を継続する予定であります。

(ご参考) 本議案可決後の監査等委員会メンバー (予定)

氏 名					重要な兼職	第65期に開催の 取締役会・監査等委員会出席状況		
ほり 堀	え 江	のり 範	ひと 人	(任期中)	常勤監査等委員	—	取締役会 監査等委員会	15回／16回 (94%) 10回／10回 (100%)
かわ 川	ぞえ 添	しゅう 衆	再 任	社 外	独 立	—	取締役会 監査等委員会	16回／16回 (100%) 14回／14回 (100%)
う 宇	の 野	ひろし 裕	(任期中)	社 外	独 立	株式会社ひつじ企画 代表取締役社長	取締役会 監査等委員会	12回／12回 (100%) 10回／10回 (100%)

(注) 堀江範人氏は、当事業年度において開催された取締役会のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として3回、監査等委員である取締役として12回出席しております。



第4号議案

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額9,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされましたが、意見はありませんでした。

以 上



会社役員に関する事項

第65期事業報告の「会社役員に関する事項」は、株主総会参考書類と関連性の高い内容が含まれておりますので、掲載順を組み替えて、第2号議案及び第3号議案の補足情報として、以下に記載しております。

【1】取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小野木 孝二	代表取締役社長	株式会社日本情報マート代表取締役社長 株式会社サン・シング東海代表取締役会長 株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長 公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長 一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長 一般社団法人日本病院寝具協会理事長
臼井 忠彦	代表取締役専務	管理統括
白木 元朗	専務取締役	営業統括兼事業開発本部長
浅井 利明	常務取締役	病院関連事業本部長
広瀬 章義	取締役	L.E.C.事業本部長 株式会社サカタ代表取締役社長
松野 英子	取締役	調剤事業担当 たんぼ薬局株式会社代表取締役社長
堀江 範人	取締役 (監査等委員)	—
川添 衆	取締役 (監査等委員)	—
宇野 裕	取締役 (監査等委員)	株式会社ひつじ企画代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度及び当事業年度末後の取締役の異動等

- ① 専務取締役白木元朗氏は、2019年7月27日付で、営業統括から営業統括兼事業開発本部長に、2020年4月1日付で、営業統括兼事業開発本部長から営業統括に担当が変更となっております。
- ② 取締役浅井利明氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終了後の取締役会において、常務取締役に選定され、就任いたしました。
- ③ 松野英子氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ④ 堀江範人氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

- ⑤ 宇野裕氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会において、新たに監査等委員である取締役選任され、就任いたしました。
 - ⑥ 代表取締役社長小野木孝二氏は、2019年6月24日開催のブラザー工業株式会社第127回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任いたしました。
 - ⑦ 代表取締役社長小野木孝二氏は、2019年6月28日付で公益財団法人岐阜県体育協会の会長を任期満了により退任いたしました。
 - ⑧ 監査等委員である取締役山田豊及び磯部文雄の両氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役川添衆及び宇野裕の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 監査等委員である取締役川添衆氏は、2016年12月までライオン株式会社執行役員、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、当社と2社との間に取引があります。取引内容は、当社工場等にて使用する衣類用洗浄剤、衛生用品等の購入等であり、当社売上原価に占める2社の取引金額の割合は、2020年3月期において0.3%未満と僅少であります。また、2社の売上高に占める取引金額の割合は、2019年12月期においてライオン株式会社は0.1%未満、ライオンハイジーン株式会社は0.5%未満と僅少であります。
 4. 監査等委員である取締役堀江範人氏は、長年にわたり経営幹部として当社の経営に携わり、また経理担当役員を務めたこと等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社内における効率的な情報収集・情報共有、内部監査部門及び会計監査人との十分な連携等を通じ、当社監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るために、社内事情に精通した堀江範人氏を常勤監査等委員として選定しております。

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。



[3] 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	7名	143百万円
取締役（監査等委員）	5名	20百万円（うち社外3名：12百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した29百万円及び当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した9百万円を含んでおります。
4. 上記のほか、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 10百万円

[4] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宇野裕氏は、株式会社ひつじ企画の代表取締役社長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	川添 衆	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、また、監査等委員会14回のうち全てに出席し、経営者としての高い見識及び豊富な経験から発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	宇野 裕	2019年6月27日に監査等委員である取締役に就任後開催の取締役会12回のうち全て、また、監査等委員会10回のうち全てに出席し、長年にわたる公職の経験及び専門的知見から発言を行っております。

③ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

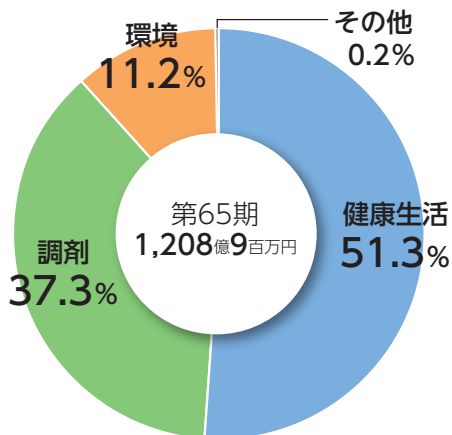
1 企業集団の現況に関する事項

[1] 主要な事業内容

健康生活サービス 619億53百万円

調剤サービス 450億53百万円

環境サービス 135億96百万円



「清潔と健康」を提供する総合サービス業

当社グループは、提供するサービスの内容によって、快適な療養、生活をサポートする事業として「健康生活サービス」、調剤技術を通じて地域医療をサポートする事業として「調剤サービス」、快適な空間づくりをサポートする事業として「環境サービス」、上記以外の中堅中小企業向け情報提供業務として「その他」に事業区分しております。

健康生活サービス

病院関連事業



病院寝具・白衣等のレンタルやリネンサプライ、看護補助、院内物流管理等の医療周辺業務をワンストップで受託し、医療機関の運営をサポートしています。介護福祉施設においても、寝具類のレンタルを中心に同様のサービスを提供しています。

寝具・リネンサプライ事業

ホテルや各種宿泊施設への寝具類のレンタル及びリネンサプライサービスを提供しています。

シルバー事業



高齢者の在宅生活をサポートするのに欠かせない、介護保険制度に基づく介護用品のレンタル・販売、住宅改修サービスを提供しています。

給食事業



医療機関や介護福祉施設等において給食サービスを提供。普通食はもちろん、病状に合わせた治療食やソフト食等、ニーズに合わせて幅広く対応しています。

アクアクララ事業



自社プラントで製造しているおいしいお水「アクアクララ」をご家庭やオフィスにお届けしています。

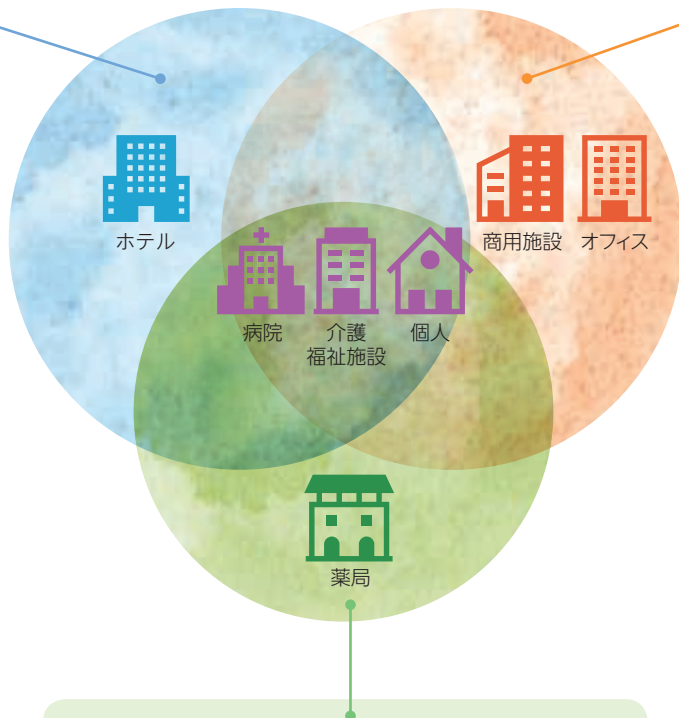
クリーニング設備製造事業



クリーニング工場の省人化や効率化に寄与する、仕上げ工程の機械設備を開発・製造しています。



当社グループのお客様



..... 調剤サービス

| 調剤薬局事業



医療機関の門前一等地を中心とした調剤専門薬局「たんぼ薬局」を展開。患者宅を訪問して薬の提供を行う在宅調剤にも積極的に取り組み、門前薬局でありながら、身近な「かかりつけ薬局」として地域医療を支えています。

..... 環境サービス

| リースキン事業



環境美化用品のレンタルを行う「リースキン」ブランドのフランチャイズチェーンを全国で展開しています。

| ビル清掃管理事業



各種施設での清掃や警備業務等、ビルの総合管理を行っています。院内感染防止に寄与する特殊な清掃技術を強みに、医療機関や介護福祉施設でのサービスも展開。

| 太陽光事業



地球環境に優しい「再生エネルギー」の取り組みとして、自社所有地にメガソーラーを設置し、固定価格買取制度による売電事業を展開しています。

..... その他

| 情報提供事業

ビジネスレポート、個別調査、小冊子の作成、ビジネス情報サイトの運営等を行っています。

[2] 主要な営業所及び工場

事業区分	売上区分		営業所及び工場
健康生活サービス	当 社	病院関連事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 5 拠点、工場 5 拠点
		シルバー事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 58 拠点、工場 6 拠点
		寝具・リネンサプライ事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 7 拠点、工場 1 拠点
		その他	アクアクララ事業 支店及び営業所 4 拠点、工場 1 拠点
	子会社	病院関連事業 寝具・リネンサプライ事業	株式会社トーカイ（四国） 本社（香川県）
			株式会社リネンワン 本社（岡山県）
			株式会社同仁社 本社（福島県）
			株式会社サン・シング東海 本社（岐阜県）
			有限会社山本綿業 本社（三重県）
		シルバー事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
		給食事業	トーカイフーズ株式会社 本社（岐阜県）
		クリーニング設備製造事業	株式会社プレックス 本社（香川県）
調剤サービス	子会社	調剤薬局事業	たんぼぼ薬局株式会社 本社（岐阜県）、店舗 133 店
環境サービス	当 社	リースキン事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 9 拠点、工場 1 拠点
		太陽光事業	本社（岐阜県）
		不動産賃貸事業	本社（岐阜県）
	子会社	リースキン事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
			大和メンテナンス株式会社 本社（兵庫県）
			株式会社リースキンサポート 本社（岐阜県）
			株式会社サカタ 本社（岐阜県）
		ビル清掃管理事業	株式会社ティ・アシスト 本社（岐阜県）
			株式会社ビルメン 本社（埼玉県）
		不動産賃貸事業	株式会社ビルメン 本社（埼玉県）
		太陽光事業	九州メガソーラー株式会社 本社（岐阜県）
その他	子会社	情報提供事業	株式会社日本情報マート 本社（東京都）



[3] 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権の所有割合 %	主要な事業内容
株式会社トーカイ（四国）	56	100.0	病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業
株式会社プレックス	20	100.0（100.0）	クリーニング設備の製造及び販売
株式会社リネンワン	30	100.0（100.0）	病院用寝具類・白衣のレンタル
株式会社同仁社	200	90.7	寝具・リネンサプライ事業、シルバー事業 及びリースキン事業
トーカイフーズ株式会社	12	100.0	病院給食事業
株式会社サン・シング東海	100	51.0	布団製造
有限会社山本綿業	53	100.0	寝具・リネンサプライ事業
たんばぼ薬局株式会社	693	100.0	調剤薬局事業
株式会社ティ・アシスト	10	100.0	ビル清掃管理事業
株式会社ビルメン	30	100.0（100.0）	ビル清掃管理事業
大和メンテナンス株式会社	10	100.0	リースキン事業
株式会社リースキンサポート	30	100.0	マット・モップ等の配送及び交換
株式会社サカタ	50	100.0	モップ・ロールタオルの製造
九州メガソーラー株式会社	67	100.0	太陽光を活用した売電事業
株式会社日本情報マート	30	99.7	中堅中小企業向け経営コンテンツ提供事業

（注）1. 議決権の所有割合は間接保有分を含めており、（ ）内は内書で間接保有分であります。

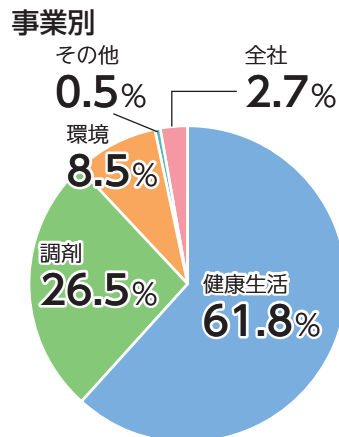
2. 株式会社トーカイ（本社：香川県高松市）は、商号が当社と同一のため、株式会社トーカイ（四国）と表記しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

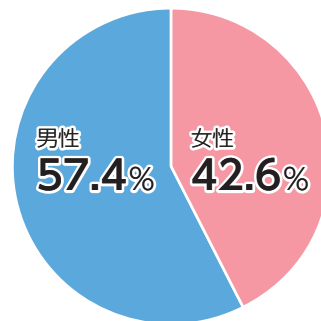
[4] 従業員の状況

企業集団の従業員の状況



事業セグメントの名称	従業員数（名）		前連結会計年度末比増減
健康生活サービス	2,215	[3,064]	78名 (3.6%)
調剤サービス	951	[124]	35名 (3.8%)
環境サービス	305	[1,315]	△5名 (△1.6%)
その他	16	[1]	3名 (23.1%)
全社（共通）	96	[10]	△3名 (△3.0%)
合計	3,583	[4,514]	108名 (3.1%)

男女別



	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
男 性	2,055	58名 (2.9%)
女 性	1,528	50名 (3.4%)
合計	3,583	108名 (3.1%)

(注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末の就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、[] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

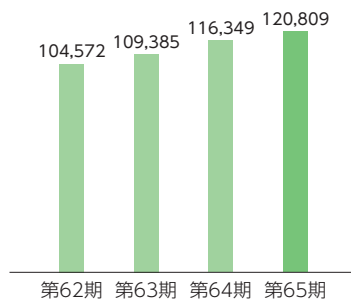


[5] 財産及び損益の状況の推移

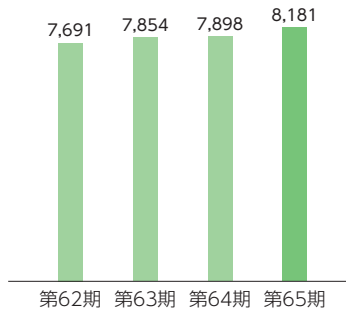
区 分	第62期 2017年3月期	第63期 2018年3月期	第64期 2019年3月期	第65期 2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	104,572	109,385	116,349	120,809
経常利益 (百万円)	7,691	7,854	7,898	8,181
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	5,306	5,568	5,026	5,255
1株当たり当期純利益 (円)	147.40	154.67	139.61	146.59
総資産額 (百万円)	84,166	92,237	95,631	97,031
純資産額 (百万円)	56,912	62,565	66,076	68,821
1株当たり純資産額 (円)	1,574.88	1,710.14	1,823.99	1,920.42
自己資本比率 (%)	67.4	66.7	68.7	70.5
(ご参考)				
設備投資 (百万円)	4,834	3,592	2,625	3,652
減価償却 (百万円)	3,277	3,272	3,424	3,311
従業員数 (人)	2,884	3,328	3,475	3,583
1株当たり配当金 (円)	23.0	30.0	30.0	30.0
配当性向 (%)	15.6	19.4	21.5	20.5
ROE (%)	9.8	9.4	7.9	7.8
ROA (%)	9.4	8.9	8.4	8.5
ROIC (%)	8.8	8.4	7.4	7.7

- (注) 1. 2020年3月期(当連結会計年度)の状況につきましては、後記「[6] 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額及び1株当たり配当金を算定しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第62期以降の数値については、当該会計基準を遡って適用した場合の数値となっております。

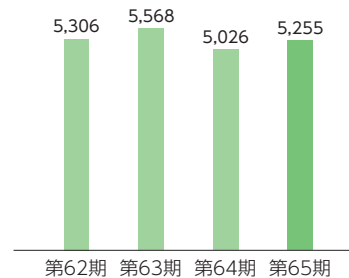
売上高 (百万円)



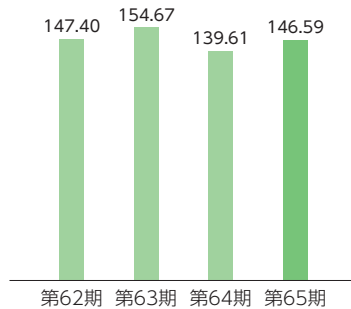
経常利益 (百万円)



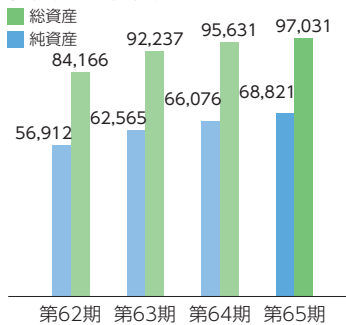
親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



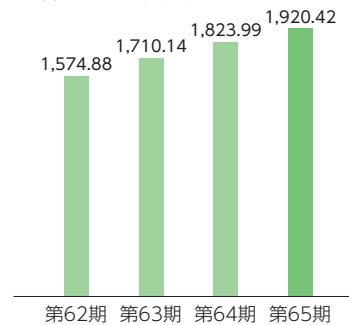
1株当たり当期純利益 (円)



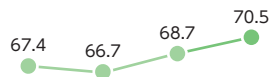
総資産／純資産 (百万円)



1株当たり純資産 (円)

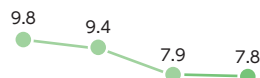


自己資本比率 (%)



第62期 第63期 第64期 第65期

ROE (%)



第62期 第63期 第64期 第65期

ROA (%)



第62期 第63期 第64期 第65期

[6] 事業の経過及びその成果

事業環境

高齢者人口の増加を背景に、医療提供体制の見直しや在宅サービスの拡充など、地域包括ケアシステムの構築に向けた動きが加速し、当社グループの主要事業が属するヘルスケア業界の市場は、引き続き拡大していくことが見込まれます。一方、異業種からの参入などにより競争が激化し、業界再編が進むなど、当社グループを取り巻く環境は急激に変化しております。

また、当連結会計年度第4四半期以降に発生した新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、経済活動の停滞による景気減速の懸念や、感染対策に直面する医療・介護現場の緊急対応は当面続くことが予想され、先行きは不透明な状況にあります。

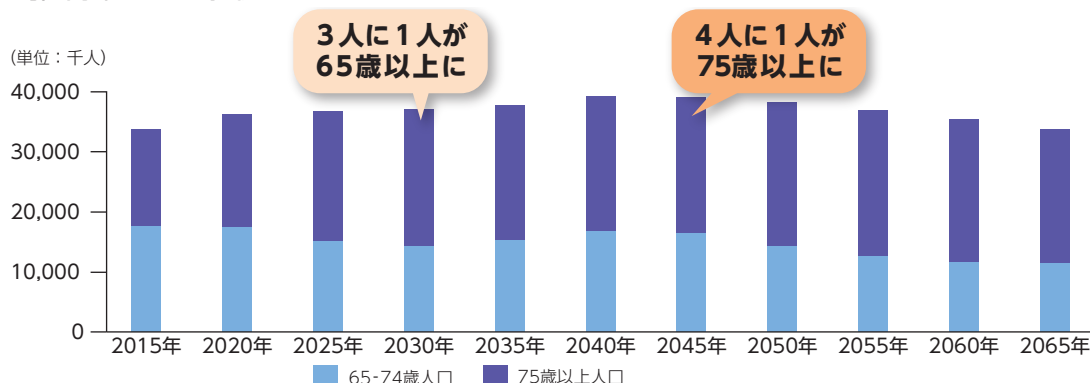
当期の概況

このような事業環境の中、当連結会計年度における当社グループの売上高は、主要セグメントである「健康生活サービス」、「調剤サービス」が順調に推移したことから、前年同期比増収を達成し、過去最高を更新しました。

利益面につきましては、人件費などの増加はあるものの、「健康生活サービス」及び「調剤サービス」の売上増加に伴う利益増などにより、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益が前年同期比増益となりました。

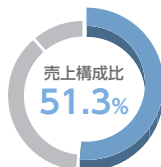
以上の結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高1,208億9百万円（前年同期比44億59百万円増、3.8%増）、営業利益79億8百万円（前年同期比5億97百万円増、8.2%増）、経常利益81億81百万円（前年同期比2億83百万円増、3.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益52億55百万円（前年同期比2億29百万円増、4.6%増）となりました。

（ご参考）高齢者人口の推移



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）2017推計」をもとに当社作成。

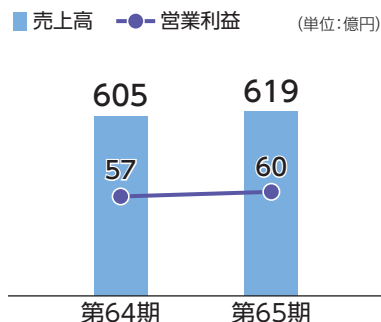
セグメント別状況



健康生活 サービス

売上高 619億 53百万円（前年同期比 2.4%増）
営業利益 60億 74百万円（前年同期比 5.8%増）

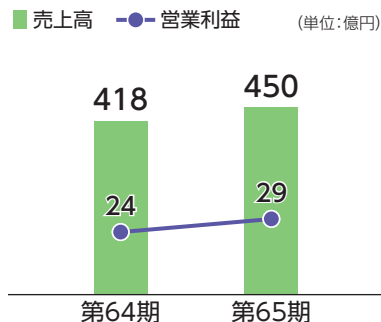
病院関連事業及びシルバー事業においてレンタル売上が堅調に推移したことに加え、クリーニング設備製造事業についても順調に推移したことから、前年同期比増収となりました。利益面につきましては、営業力強化及び人員拡充による人件費の増加はあるものの、レンタル資材費の減少、売上増加に伴う利益増などにより前年同期比増益となりました。



調剤 サービス

売上高 450億 53百万円（前年同期比 7.7%増）
営業利益 29億 17百万円（前年同期比 17.0%増）

当期は6店舗の新規出店により、店舗数は133店舗となりました。前期に出店した9店舗を含む新店効果に加え、抗がん剤など高額な医薬品の処方の増加などにより処方せん単価が上昇し、前年同期比増収増益となりました。

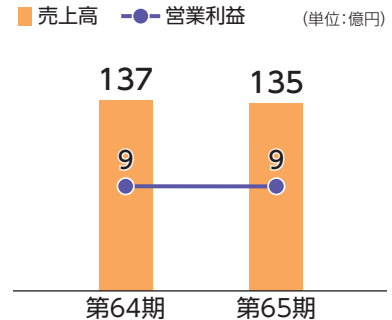




環境 サービス

売上高	135億 96百万円	(前年同期比 1.4%減)
営業利益	9億 67百万円	(前年同期比 1.3%増)

ビル清掃管理事業が堅調に推移した一方、リースキン事業において、前期に大手加盟店に対する大口の販売が発生していた反動により商品売上が減少したことなどから、前年同期比減収となりました。利益面につきましては、リースキン事業の売上減少に伴う利益減はあるものの、ビル清掃管理事業の収益性改善や、太陽光事業におけるのれん償却が前期で終了したことなどにより、前年同期比増益となりました。



(ご参考) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響と当社グループが果たすべき役割

今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大下においては、人の移動や行動が制限されることによって国内外の旅行や出張などの需要が減少し、当社グループにおいてもホテル向けのリネンサプライ事業などの収益に影響を及ぼす可能性があります。一方、医療・介護の現場で幅広いサービスを提供する当社グループは、日ごろより衛生管理に対する高い意識を持って、医療機関や介護福祉施設、またご高齢の方のお住まいなどでのサービス提供に取り組んでいます。このような社会生活になくなくてはならない医療・介護サービスを安定的に供給することが、当社グループが社会において果たすべき役割であり、これからもグループ丸となってサービスの継続提供に努めてまいります。

また、感染管理に対するニーズが高まるなかで、清掃事業における新たなサービスの一つとして展開をしている「ハロシル[®]」が、人の手を必要とせず、より高い殺菌効果が期待できる感染対策として注目を集めるなど、当社グループが貢献できる役割がますます大きくなってきているものと考えております。

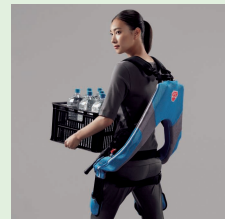
今後も、「総合ヘルスケア企業」としての価値の最大化に資するべく、サービス品質の更なる向上及び新たなサービスの開発に邁進してまいります。

※ 殺菌効果の高い薬剤を自動噴霧する専用装置を使った「環境表面殺菌システム」。人の手で行き届かない部屋の隅々まで効率的に消毒します。

(ご参考) 東京理科大学発ベンチャー 株式会社イノフィスへ出資

当社は2019年12月に、作業支援ロボット「マッスルスーツ®」の拡販や今後の製品開発への協力などを目的とし、株式会社イノフィスへ出資しました。作業時の腰への負担を低減するマッスルスーツ®は、当社が事業を展開する医療・介護分野の社会的課題である労働環境改善や人手不足対策に寄与するものです。

今回の出資を通じて現場の具体的なニーズを汲み上げ、医療・介護分野におけるさまざまな社会的課題を解決するための新たな取組みへとつなげてまいります。



(ご参考) 当社グループとSDGsの関わり

持続可能な世界を実現するために掲げられた国際目標である「SDGs」への取組みは、企業の社会的責任を果たすうえで重要なものであると認識しております。

当社グループは、創業以来、レンタルビジネスを中核とした「人と地球の清潔と健康」に資する事業を展開してまいりました。限りある資源の消費を最小限にし、廃棄物やCO₂の排出削減に寄与するレンタルビジネスの仕組みは、私たちの社会が持続的な成長を遂げていくために欠かせない事業モデルだと考えています。

これからも、時代とともに変化するさまざまな社会課題に真摯に向き合い、当社グループの果たすべき役割を見定めるとともに、具体的な目標に取り組むことを通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。





〔7〕 対処すべき課題

当社グループが主力事業を展開するヘルスケア業界は、2年に1度の診療報酬改定や3年に1度の介護報酬改定をはじめ、高齢化の進展に伴う国の施策の追加・変更などが多いことから、事業環境の変化に適切に対応することが求められます。

また、市場の拡大に伴い、地域における参入事業者との競争が激化するなか、競合他社との差別化を図るための新たな営業戦略を検討し、これを早期に確立することが重要となっております。

加えて、近年では、企業業績の改善などを背景に、各産業において労働力不足が顕在化しております。長期的な視点でみれば、労働力人口の減少により労働力不足は更に深刻化することが懸念され、企業の持続的な成長を図るうえで、人材の確保や雇用対策の強化は重要な経営課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、当社グループでは、次の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 営業力強化・人材育成による事業拡大

制度変更や顧客ニーズへの対応力、即応力のある人材の育成により競争力を高め、地域に密着した営業を展開することで、それぞれの地域でトップシェアを確立することを目指します。

② 労働力不足への対応

新たな人材確保のための積極的な採用活動に加え、社内の人材育成、教育を積極的に進めます。また、高齢者や女性、非正規従業員も広く活躍できる労働環境を整備するなどし、労働力不足といわれる環境下にあっても、攻めの企業活動を推進できるよう取り組みます。

③ 「総合ヘルスケア企業」としての価値の最大化

「総合ヘルスケア企業」として、厚生労働省の推進する「地域包括ケアシステム」に寄与する事業者となるべく、グループ間及び事業間の更なる連携強化を図り、保有する経営資源や事業シナジーの最大化に努めます。

[8] 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は36億52百万円となりました。当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

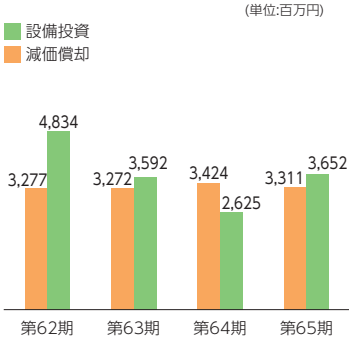
① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当 社
介護用レンタル資産の取得
クリーニング設備の更新

- ・連結子会社
たんぼぼ薬局株式会社
新規出店舗等の取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

- ・当 社
介護用レンタル資産の取得
クリーニング設備の更新
- ・連結子会社
たんぼぼ薬局株式会社
新規出店舗等の取得



[9] 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

[10] 当社の主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
たんぼぼ薬局株式会社	4,600
株式会社大垣共立銀行	441
株式会社十六銀行	419
株式会社三菱UFJ銀行	410
株式会社北陸銀行	264
株式会社みずほ銀行	130

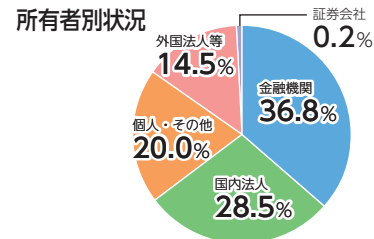


[11] 事業の譲渡、他の会社の事業の譲受け、合併等企業再編行為等
特記すべき事項はありません。

[12] その他の企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- [1] 発行可能株式総数 114,000,000株
- [2] 発行済株式の総数 35,600,061株
(自己株式441,285株を除く。)
- [3] 株主数 2,829名



[4] 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社小野木興産	5,640	15.84
株式会社大垣共立銀行	1,420	3.98
株式会社十六銀行	1,410	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,406	3.95
岐阜信用金庫	1,344	3.77
株式会社三菱UFJ銀行	1,339	3.76
トーカイ共友会	1,328	3.73
小野木孝二	1,115	3.13
株式会社北陸銀行	1,051	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,010	2.83

（注）持株比率は自己株式（441,285株）を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

[5] その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元を目的として、2019年8月9日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月13日から2020年2月28日までの間に、401,200株の自己株式を取得（取得価額総額999百万円）いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

14頁から16頁に記載のとおりです。

5 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

[3] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

48百万円

- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び見積報酬額について前期の実績と比較、関係部門（経理本部）等からの情報、評価を踏まえ検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

[4] 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に従う。

当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。

当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査等委員会等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。

また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。

また、当社は、監査等委員会及び内部監査部門において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進する。

また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月2回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。

当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、当社の監査等委員会及び内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的に開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。

⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。



⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

⑧ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査等委員会の補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

⑨ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制**

当社グループの取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の監査役は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

⑩ **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関し、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当該監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、②により保管する情報を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査等委員は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査等委員会は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針）」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断については、基本的な考え方を「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に明記するとともに、自治体（都道府県）が制定した暴力団排除条例の遵守に努め、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。事案の発生時には、警察や弁護士などの外部専門機関と綿密に連携をとり、反社会的勢力対応規程に基づき組織全体として速やかに対処する。



[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み状況

「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」の精神に則り、役員及び従業員を対象とした教育・研修、グループ社内報を通じた定期的な啓蒙活動を行うことにより、グループ全体での継続的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

当社グループでは、グループ全体のコンプライアンスへの取組みや問題点について、原則、四半期に一度開催されるコンプライアンス委員会において共有・確認をしており、グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。

発生したコンプライアンス事案又は内部監査部門の監査により指摘・助言等があった事案については、コンプライアンス委員会における審議や監査等委員会からの指摘・助言等を基に、担当役員・担当部門を中心に規程・マニュアル等の改訂や業務フローの見直し、従業員への周知徹底を行うなど、同種事案の再発・未然防止策を講じたほか、グループ全体で横展開を図り、財務報告の信頼性向上、資産保全の強化に努めました。

特に当事業年度においては、当社元従業員による不正行為（2019年8月9日開示）が発生し、内部統制の整備があらためて問われる一年となりました。当社グループでは、当社取締役、執行役員及び主要な子会社役員を対象に不正防止研修を開催し、内部統制の維持・構築において重要な役割を果たす役員の意識向上を図ったほか、管理職・従業員に対しては、コンプライアンスの徹底を全社として取り組むことを周知するとともに、不正行為・法令違反等の早期発見・未然防止を目的とするグループ内部通報制度の再周知や規程整備等を行いました。今後も不正を発生させない風土づくりのため、継続的な啓蒙活動、内部統制の強化に取り組んでまいります。

② 職務執行の適正性及び効率性確保並びに当社グループ会社の経営管理に関する取組み状況

当事業年度において、取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成される役員会を24回開催し、迅速な意思決定と業務の効率化を図りました。また、グループ全体会議を3回開催し、当社グループ各社における業務の執行状況を報告・協議することにより、グループ全体の業務の適正確保に努めました。

③ 損失の危機の管理に関する取組み状況

当社グループは、リスク管理（リスクの顕在化を予防する未然防止活動）を実行するため、各社・各事業本部における自律的統制に加え、主管部門等による監視、内部監査室による監査等により、リスク管理体制の適切性・有効性を確保しております。

当社グループでは、每期、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を策定・検証・評価することにより、リスクの把握・発生の未然防止に継続的に取り組んでおります。当事業年度においても、期初に設定した重点管理項目の評価を期中・期末に実施したほか、リスク管理委員会・取締役会において検証・評価等を行い、グループ全体での危機管理体制の強化に努めました。

④ 監査等委員会の活動状況

常勤の監査等委員である取締役は、各種重要会議への出席、保存文書・情報の閲覧、代表取締役・取締役（子会社を含む）・執行役員及び子会社の監査役との面談、各事業部・各子会社の往査等、積極的な情報収集・意見交換を通じて効果的な職務執行確保に努めており、その内容は、社外取締役にも適時共有をしております。さらには、独立した客観的な立場に基づく情報・認識共有を行うため、監査等委員である社外取締役のみを構成員とする会合を開催しております。

当事業年度は、監査等委員会が14回開催され、法定事項のほか、当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要事項につき審議・協議・決定するとともに必要な情報交換を行いました。主な検討事項としては、内部統制システムの整備・運用状況、重点監査項目、会計監査人監査の相当性、コンプライアンス事案の検証であり、必要に応じ担当役員・担当部門に対し、指摘・助言を行いました。



7 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

もっとも、わが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図した株式の大量買付行為が少なからずあり、このような買付行為の中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する買付行為も想定されます。

当社は、このような買付行為を行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

[2] 基本方針に関する取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

① 事業特性及び事業の根幹に対する認識

当社は、1955年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し60年以上にわたってさまざまな事業を展開してまいりました。

現在では、医療機関や介護福祉施設等比較的体力が弱い方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてその専門的な知識と経験を活かし、お客様にとって安心かつ安全なサービスの提供を心がけております。

このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確にとらえて提供することで、当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めております。

② 顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や介護福祉施設からさまざまな業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。

介護用品の貸与事業におきましても、全国に71ある介護保険指定事業者としての拠点（2020年3月末現在）を通じ、ケアマネジャーの方々の信頼の下、ご利用者様に介護用品を貸与しております。そして、調剤薬局事業では、中部地区を中心に133店舗（2020年3月末現在）を展開し、医療機関との緊密な連携を背景にして多くの患者の皆様には薬を提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、全国に1,100社を超える地方本部・代理店を有するフランチャイズ網（2020年3月末現在）を築いております。

このような医療機関及び介護福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、当社事業の根幹をなすものと考えております。

③ 事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続け、国家財政にとって大きな問題となっており、厚生労働省は医療や介護にかかる費用を削減するために、法律や制度の改正を重ね、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。



そこで、当社グループでは、医療機関や介護福祉施設から多様な業務を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つひとつの事業を独立させるのではなく、複数の事業を有機的に結合させてサービスを提供することにより、当社グループの強みを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

④ さまざまなステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等さまざまな関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力に支えられて、これまで企業価値を高めるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。

この長年にわたって築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに、当社グループの事業の運営を進めることが極めて重要であると認識しております。

従いまして、引き続きこの協力体制を継続していくことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

[3] 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

[2] の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、特に断りのある場合を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	55,657
現金及び預金	32,202
受取手形及び売掛金	17,116
有価証券	385
たな卸資産	5,360
その他	629
貸倒引当金	△36
固定資産	41,374
有形固定資産	30,730
建物及び構築物	11,485
機械装置及び運搬具	4,789
土地	11,474
リース資産	880
建設仮勘定	264
その他	1,836
無形固定資産	1,303
のれん	247
その他	1,056
投資その他の資産	9,340
投資有価証券	4,843
繰延税金資産	1,220
その他	3,552
貸倒引当金	△276
資産合計	97,031

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	22,859
支払手形及び買掛金	11,987
短期借入金	1,975
未払金	3,795
未払法人税等	1,449
賞与引当金	1,955
役員賞与引当金	84
その他	1,611
固定負債	5,350
長期借入金	792
リース債務	588
繰延税金負債	208
役員退職慰労引当金	470
退職給付に係る負債	1,815
その他	1,475
負債合計	28,210
純資産の部	
株主資本	67,261
資本金	8,108
資本剰余金	4,946
利益剰余金	55,230
自己株式	△1,024
その他の包括利益累計額	1,105
その他有価証券評価差額金	1,109
退職給付に係る調整累計額	△3
非支配株主持分	454
純資産合計	68,821
負債純資産合計	97,031

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		120,809
売上原価		90,559
売上総利益		30,249
販売費及び一般管理費		22,341
営業利益		7,908
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	128	
受取手数料	55	
その他	180	387
営業外費用		
支払利息	39	
自己株式取得費用	18	
その他	55	114
経常利益		8,181
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取保険金	50	52
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	71	
減損損失	61	
投資有価証券評価損	237	
関係会社株式評価損	63	450
税金等調整前当期純利益		7,783
法人税、住民税及び事業税	2,662	
法人税等調整額	△169	2,493
当期純利益		5,290
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		5,255

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔 計算書類 〕

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	21,281
現金及び預金	11,859
受取手形	180
売掛金	6,078
有価証券	385
たな卸資産	1,615
その他	1,189
貸倒引当金	△26
固定資産	35,818
有形固定資産	17,991
建物	7,015
構築物	344
機械及び装置	1,536
車両運搬具	59
工具、器具及び備品	926
土地	7,280
リース資産	586
建設仮勘定	243
無形固定資産	826
ソフトウェア	386
のれん	241
その他	198
投資その他の資産	17,000
投資有価証券	4,342
関係会社株式	10,415
関係会社長期貸付金	1,243
破産更生債権等	229
その他	1,026
貸倒引当金	△257
資産合計	57,099

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	14,130
買掛金	3,095
短期借入金	1,145
関係会社短期借入金	4,600
1年内返済予定の長期借入金	404
リース債務	157
未払金	2,216
未払法人税等	1,027
賞与引当金	897
役員賞与引当金	29
その他	558
固定負債	1,818
長期借入金	352
リース債務	483
退職給付引当金	74
役員退職慰労引当金	231
長期預り保証金	416
繰延税金負債	73
その他	187
負債合計	15,949
純資産の部	
株主資本	40,037
資本金	8,108
資本剰余金	4,777
資本準備金	3,168
その他資本剰余金	1,609
利益剰余金	28,176
その他利益剰余金	28,176
固定資産圧縮積立金	55
別途積立金	761
繰越利益剰余金	27,358
自己株式	△1,024
評価・換算差額等	1,113
その他有価証券評価差額金	1,113
純資産合計	41,150
負債純資産合計	57,099

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,845
売上原価		28,142
売上総利益		18,703
販売費及び一般管理費		15,746
営業利益		2,957
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	1,210	
受取手数料	102	
その他	77	1,417
営業外費用		
支払利息	44	
その他	29	73
経常利益		4,301
特別利益		
固定資産売却益	0	
受取保険金	7	7
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	61	
投資有価証券評価損	203	
関係会社株式評価損	63	345
税引前当期純利益		3,964
法人税、住民税及び事業税	976	
法人税等調整額	△41	935
当期純利益		3,029

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社トーカイ
取締役会 御 中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴久 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーカイの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 トーカイ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 晴久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達治	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーカイの2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の収集を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、基本方針決定時の取締役会の決議に基づく内容と変更がないことを確認いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社トーカイ

監査等委員会

常勤監査等委員

堀江 範人 ㊞

監査等委員

川添 衆 ㊞

監査等委員

宇野 裕 ㊞

（注）監査等委員川添衆及び宇野裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当／毎年3月31日 中間配当／毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ＜電話＞ 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び 全国各支店で行っております。
一単元の株式の数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告方法	電子公告によります。 ただし、電子公告によることができない やむを得ない事由が生じた場合は、 日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告のホームページアドレス https://www.tokai-corp.com/finance/

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお問い合わせ先について

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在、株主名簿に記載された株主様に対し、その時点における保有株式数及び保有期間に応じて、次の基準のとおり株主優待品を贈呈いたします。(画像はイメージです。)

保有期間1年未満の株主様

フランス料理界の名誉ある称号「ディシプル・ド・オーギュスト・エスコフィエ」^{かすひと}を授与された、大場一人シェフのレシピによる「オリジナルビーフカレー」等を贈呈いたします。

100株以上1,000株未満	トーカイオリジナルカレー 3人前
1,000株以上10,000株未満	トーカイオリジナルカレー 9人前
10,000株以上	トーカイオリジナルカレー 15人前



保有期間1年以上の株主様

「オリジナルビーフカレー」もしくは岐阜県の名産品等の中から、お好きなものを一品お選びいただけます。

100株以上 1,000株未満	トーカイオリジナルカレー 3人前もしくは 岐阜県の名産品等（1,000円相当）の中から一品選択
1,000株以上 10,000株未満	トーカイオリジナルカレー 9人前もしくは 岐阜県の名産品等（3,000円相当）の中から一品選択
10,000株以上	トーカイオリジナルカレー 15人前もしくは 岐阜県の名産品等（5,000円相当）の中から一品選択

● 岐阜県の名産品の一例



オーガニックとまとケチャップ (1,000円相当)



明方ハム (3,000円相当)



飛騨牛ハンバーグ (5,000円相当)

※保有期間に関わらず、優待品の贈呈に代えて「社会貢献活動への寄付」を選択することができます。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- JR東海道本線「岐阜駅」下車 北へ徒歩約25分
- 名鉄名古屋本線「名鉄岐阜駅」下車 北西へ徒歩約25分
- 駅からバスをご利用の場合
 乗り場 JR岐阜駅中央北口バスターミナル⑨番／名鉄岐阜駅前バス乗り場⑤番
 路線 岐阜バス 岐阜大学・病院線[行先番号C70]
 「本郷町」下車 東へ徒歩約2分
 行先番号C70の直行便、快速便及び清流ライナーは、「本郷町」に停車いたしませんので、ご注意ください。

(注) 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

